

【2021年4月1日～2022年9月30日までの申請に適用】

日本 ERI 株式会社  
低炭素建築物新築等計画に係る  
技術的審査料金規程

evaluation, rating, inspection



日本ERI株式会社

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、日本E R I株式会社 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、日本E R I株式会社（以下「E R I」という。）が行う技術的審査の業務に係る料金（以下、「料金」という。）について、必要な事項を定める。

## 第2章 料金の収納

(料金の収納)

第2条 依頼者は、料金を、銀行振込又はコンビニエンスストア決裁の方法により納入する。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

3 E R Iと依頼者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法を取ることができるものとする。

## 第3章 料金

(住宅に係る技術的審査の料金)

第3条 一戸建ての住宅及び共同住宅等に係る都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項第1号から第3号関係の技術的審査の料金は、別表1に掲げる額とする。

2 一戸建て住宅、併用住宅及び長屋（アパート含む）における別表に定める評価料金は、電子申請によるものとし、それ以外の申請による場合は一回の申請につき1,500円（税込み1,650円）加算するものとする。ただし、設計住宅性能評価と同時申請・同時交付する場合は、いずれか一申請のみの加算とする。

3 前項による電子申請の場合において、評価書の電子交付に加え、紙面による「写し」の発行を希望する場合は、一回の申請につき1,500円（税込み1,650円）加算するものとする。ただし、設計住宅性能評価と同時申請・同時交付する場合は、いずれか一申請のみの加算とする。

(非住宅建築物に係る技術的審査の料金)

第4条 非住宅建築物に係る法第54条第1項第1号から第3号関係の技術的審査の料金は、別表2に掲げる額とする。

(複合建築物に係る技術的審査の料金)

第5条 住宅を含む複合建築物に係る法第54条第1項第1号から第3号関係の技術的審査の料金は、住宅部分に係る別表1の額と非住宅部分に係る別表2の額とを合算した額とする。

(再交付料金)

第6条 適合証を再交付する場合の料金は、一通につき5,000円（税込5,500円）とする。

(減額等)

第7条 第3条から第5条で定める料金は次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 技術的審査を効率的に実施できるとE R Iが判断したとき。

(2) E R Iが定める期間内に一定数以上の技術的審査の依頼が見込めると判断したとき。

2 審査の業務に要する時間が想定している時間を超える場合等は、第3条から第5条で定める料金によらず、見積もりにより料金を定めることができるものとする。

(附則)

1. この規程は、2021年4月1日より施行する。
2. この規程の施行前に申請された物件に係る一連の料金の適用については、なお従前の例によることができる。

制定	平成 24 年 12 月 4 日
改訂	平成 25 年 10 月 1 日
改訂	平成 26 年 4 月 25 日
改訂	平成 27 年 4 月 1 日
改訂	平成 28 年 4 月 1 日
改訂	平成 29 年 4 月 1 日
改訂	平成 30 年 4 月 1 日
改訂	2019年8月1日
改訂	2021年4月1日

別表1 住宅に係る技術的審査の料金

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

審査条件		料金
併用住宅の一戸建ての住宅部分	単独審査	40,000 (44,000)
	併願審査 (設計住宅性能評価5-1)	20,000 (22,000) ※5
	併願審査 (設計住宅性能評価5-2)	12,000 (13,200) ※5
共同住宅等	単独審査 住戸のみ	基本料金＋戸あたり料金×審査対象住戸数 ・基本料金 100,000 (110,000) ・戸あたり料金 2,000 (2,200)
	単独審査 建築物全体	基本料金＋戸あたり料金×総住戸数＋共用部料金 ・基本料金 100,000 (110,000) ・戸あたり料金 2,000 (2,200) ・共用部料金 100,000 (110,000) ※4
	併願審査 (設計住宅性能評価)	上記の単独審査料金の10分の5の額とする ※5、6

## &lt;別表1 注意事項&gt;

## 【共同住宅等】

- ※1 共同住宅等の単独審査において住戸の審査と建築物全体の審査の両方を行う場合の料金は、建築物全体の審査の額とする。
- ※2 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は、一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等において、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金の加算は行わない。

## 【併願審査】

- ※5 併願審査の場合の料金適用は、別表1記載の併願対象業務と同じ計算内容であって、同じ窓口に同時に提出される場合に限る。
- ※6 共同住宅等における併願審査について、共用部の審査を本業務の申請で初めて行う場合は、基本料金及び戸あたり料金にのみ10分の5を適用し、共用部料金は100,000円（税込110,000円）とする。

## 【計画変更】

- ※7 変更技術的審査の場合の料金は、当初の申請で適用された料金の10分の5の額とする。ただし、次の場合はそれぞれのとおり適用する。

- ①共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり5,000円(税込5,500円)を乗じた額とすることができる。
- ②直前の技術的審査を他機関が行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして別表1記載の料金を適用する。

別表2 非住宅建築物に係る技術的審査の料金

## ①【モデル建物法】

税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	A種	B種	C種
500未満	120,000×N (132,000×N)	80,000×N (88,000×N)	60,000×N (66,000×N)
500～1,000未満	150,000×N (165,000×N)	90,000×N (99,000×N)	70,000×N (77,000×N)
1,000～2,000未満	180,000×N (198,000×N)	100,000×N (110,000×N)	80,000×N (88,000×N)
2,000～3,000未満	200,000×N (220,000×N)	120,000×N (132,000×N)	100,000×N (110,000×N)
3,000～4,000未満	230,000×N (253,000×N)	150,000×N (165,000×N)	120,000×N (132,000×N)
4,000～5,000未満	260,000×N (286,000×N)	180,000×N (198,000×N)	140,000×N (154,000×N)
5,000～10,000未満	300,000×N (330,000×N)	220,000×N (242,000×N)	170,000×N (187,000×N)
10,000～20,000未満	350,000×N (385,000×N)	260,000×N (286,000×N)	200,000×N (220,000×N)
20,000～50,000未満	400,000×N (440,000×N)	320,000×N (352,000×N)	240,000×N (264,000×N)
50,000～100,000未満	500,000×N (550,000×N)	390,000×N (429,000×N)	300,000×N (330,000×N)
100,000～200,000未満	650,000×N (715,000×N)	480,000×N (528,000×N)	380,000×N (418,000×N)
200,000～300,000未満	900,000×N (990,000×N)	600,000×N (660,000×N)	480,000×N (528,000×N)
300,000～	1,100,000×N (1,210,000×N)	850,000×N (935,000×N)	650,000×N (715,000×N)

N：計算に適用するモデル数による係数（※5参照）

②【標準入力法（主要室入力法を含む）】 税抜金額（カッコ内は税込金額）、単位：円

面積（㎡）	用途分類（別表4による）		
	A種	B種	C種
500未満	200,000 (220,000)	150,000 (165,000)	120,000 (132,000)
500～1,000未満	250,000 (275,000)	170,000 (187,000)	140,000 (154,000)
1,000～2,000未満	300,000 (330,000)	200,000 (220,000)	160,000 (176,000)
2,000～3,000未満	350,000 (385,000)	240,000 (264,000)	200,000 (220,000)
3,000～4,000未満	400,000 (440,000)	280,000 (308,000)	230,000 (253,000)
4,000～5,000未満	450,000 (495,000)	330,000 (363,000)	260,000 (286,000)
5,000～10,000未満	520,000 (572,000)	400,000 (440,000)	300,000 (330,000)
10,000～20,000未満	600,000 (660,000)	480,000 (528,000)	350,000 (385,000)
20,000～50,000未満	700,000 (770,000)	570,000 (627,000)	400,000 (440,000)
50,000～100,000未満	850,000 (935,000)	680,000 (748,000)	500,000 (550,000)
100,000～200,000未満	1,100,000 (1,210,000)	820,000 (902,000)	650,000 (715,000)
200,000～300,000未満	1,450,000 (1,595,000)	1,000,000 (1,100,000)	800,000 (880,000)
300,000～	1,700,000 (1,870,000)	1,300,000 (1,430,000)	1,000,000 (1,100,000)

<別表2 注意事項>

【計算方法】

※1 モデル建物法を使用する場合は別表2①、標準入力法（主要室入力法を含む。）を使用する場合は別表2②を適用する。

【用途分類】

※2 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表3による。

※3 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。

- ①一部にでもA種が含まれるときはA種
- ②A種が全く含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

【面積】

※4 別表2の面積の算定については、原則、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。

【割増加算】

※5 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、次の係数を乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4以上
係数N	1.0	1.1	1.2	1.3

【計画変更】

※6 変更技術的審査の料金は、変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。）に応じて別表2から算定される料金の10分の6の額とする。ただし、次の場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして、別表2記載の料金を適用する。

- ①モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
- ②直前の技術的審査を他機関から受けている場合

【その他】

※7 BEST（省エネ基準対応ツール）を利用した計算方法による場合の料金は別途見積もりとする。



別表3 用途分類

確認申請書第四面に記載する用途区分コードにより以下の分類とする。

分類	対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
	児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バ ッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
ダンスホール	08590	
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、スト リップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら 性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗そ の他これらに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	保育所その他これに類するもの	08180

助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
自動車教習所	08410
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580

	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場（自動車修理工場を除く。）	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの	08630
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

「その他 08990」の場合、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次の通り判断する。

分類	モデル建物法を使用する場合に適用するモデル
A種	ビジネスホテル、シティホテル、総合病院、福祉施設、集会所（社寺を除く）
B種	事務所、大規模物販、小規模物販、学校、幼稚園、大学、講堂、飲食店、クリニック、集会所（社寺）
C種	工場